

令和2年度危険物取扱者保安講習通知書

消防法第13条の23の規定に基づく標記講習を下記の通り実施しますので、事業所において対象となられる方は、必ず受講されますようお願いいたします。

実施機関	福 井 県
受託機関	福井県危険物安全協会連合会

1. 受講対象者

危険物取扱者免状所持者のうち、製造所・貯蔵所・取扱所において、現在、危険物の取扱作業に従事（保安監督者等を含む。）されている方は、次表の区分に従い、期間内にこの講習を受講することが必要です。

【注意】受講義務のある危険物取扱者が受講しないと、消防法第13条の2第5項の規定に基づき、危険物取扱者免状の返納命令対象となる場合があります。

区 分	受 講 期 限
① 継続して危険物取扱作業に従事される方	前回講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内 平成29年度に講習を受けた方が対象です。 危険物取扱者免状裏面：危険物取扱者講習の状況でご確認ください。
② 新たに危険物取扱作業に従事する方	従事することとなった日から1年以内
③ 上記②の方で、過去2年以内に、免状の交付又は講習を受けている方	免状の交付日又は前回講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内

①、②、③以外の方も受講できます。

従事しなくなった方又は従事していない方は法令上特に受講する義務はありません。

2. 受講の種別

講習は3区分して実施しますので、原則として該当する区分の講習を受けてください。

講習区分	講習区分ごとの受講対象者
(ア) 給 油	主として給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している方
(イ) 石コン	主として石油コンビナート等災害防止法上の特定事業所における危険物施設 [(ア) を除く] において危険物の取扱作業に従事している方
(ウ) 一 般	上記以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事している方

3. 講習の科目および時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1 時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2 時間

4. 令和2年度危険物取扱者保安講習日程等

【別紙】をご覧ください。

5. 講習申請手続等

令和2年度危険物取扱者保安講習申請書をご使用ください。

(1) 申請書配布場所

- ・福井県危険物安全協会連合会／福井県危機対策・防災課／消防局・消防本部・署・分署等で配布しております。
- ・下記のホームページからも通知書・申請書・日程表等ダウンロードできます。

県ホームページ : www.pref.fukui.lg.jp/doc/kikitaisaku/syoubou/kiken.html

当連合会ホームページ : www.fukukiren-fukui.jp

(2) 受講料 **4,700円 福井県収入証紙** ※収入印紙ではありません。

福井県収入証紙取扱い場所 福井銀行・福邦銀行・県内に本店のある信用金庫 本店・県内各支店など

(3) 申請書の受付 郵送による受付のみといたします。

紛失事故防止のため、簡易書留で所定料金の郵便切手を貼って受付期間ごとに郵送してください。

(4) 受付期間 第1期受付期間 令和2年8月20日(木)～9月3日(木) ※9月3日(木)消印有効

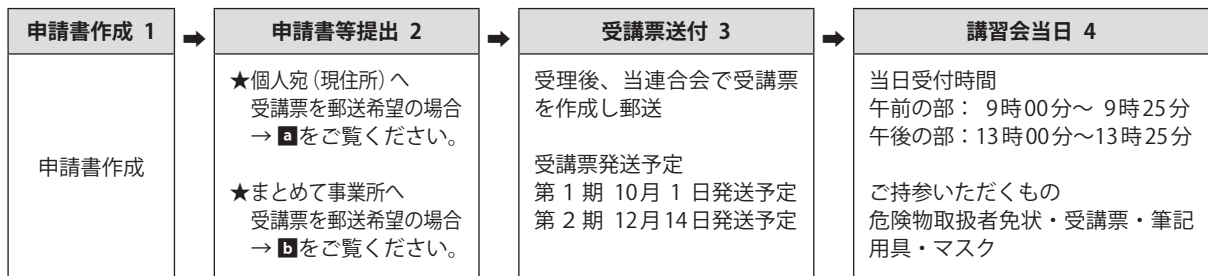
第2期受付期間 令和2年10月8日(木)～10月22日(木) ※10月22日(木)消印有効

受付期間外の申請書受付はできませんので、ご注意ください。

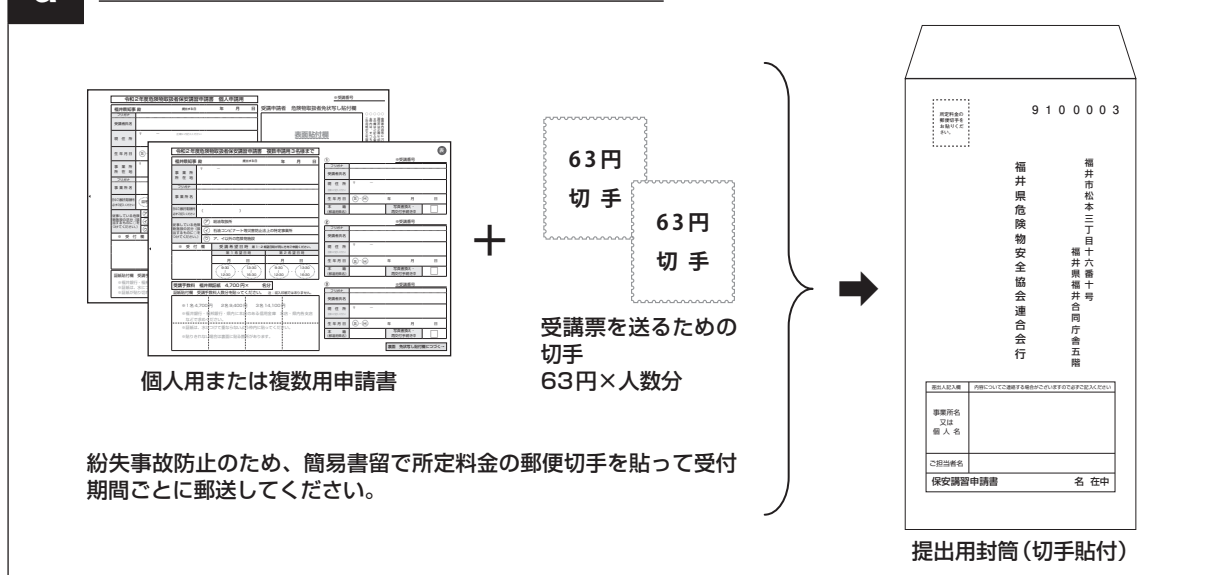
(5) 申請書郵送先 **福井県危険物安全協会連合会**

〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号 福井県福井合同庁舎5階

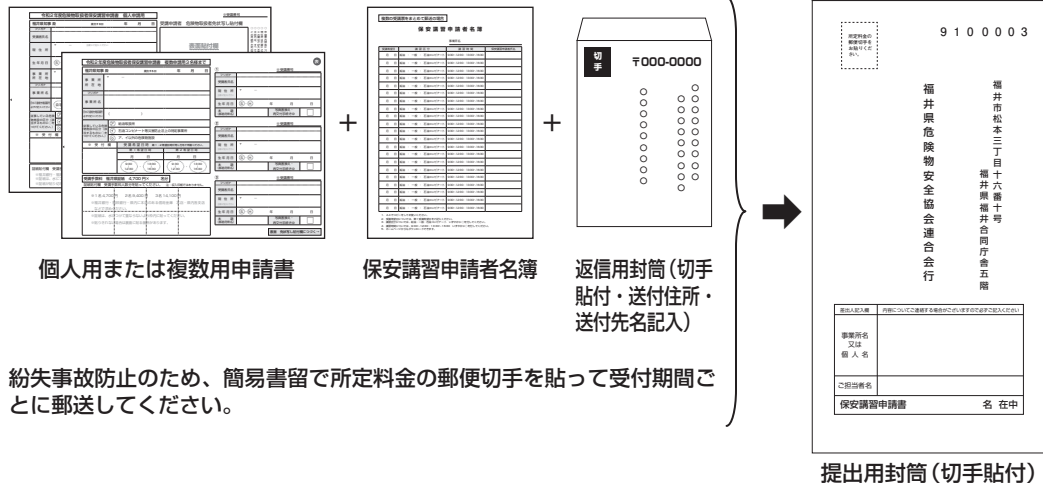
受講申込から講習会までの流れ



a 個人宛(現住所)へ受講票を郵送希望の場合



b まとめて事業所へ受講票を郵送希望の場合



(6) 受講票発送予定

第1期：10月1日発送予定 第2期：12月14日発送予定

講習時、受講票が必要となりますので大切に保管しておいてください。

第1希望日の5日前でも受講票が届かない場合は、当連合会までご連絡ください。

6. 受講申請書の記入要領等 個人用 又は 複数用※2 どちらかでお送りください。

- (1) 太線の枠内はすべて楷書でご記入ください。
- (2) 現在、お勤めされていない方は「事業所所在地」は空欄で、「事業所名」には、「未従事」とご記入ください。
- (3) 連絡先電話番号については日中のご連絡が可能な電話番号を必ずご記入ください。
- (4) 従事している危険物区分のいずれかに○を付してください。

ア	給油取扱所	ガソリンスタンド・自家用給油所・船舶・鉄道・航空機などの方
イ	石油コンビナート	石油コンビナート特定事業所の方
ウ	一般	ア・イ以外の方 危険物取扱事業所・移動タンクローリーの運転・灯油販売(移動)・許可施設保安監督者などの方

(5) 【別紙】をご覧ください、第1希望日時・第2希望日時をご記入ください。

講習日時ごとに定員がありますので、第2希望日時までご記入ください。

希望日時の記入がない場合は、こちらで指定させていただきます。

※会場によってご希望に添いかねる場合がありますのでご了承ください。

- (6) 危険物取扱者免状の写し貼付欄に 免状の写し(表裏両面)※3を必ず貼ってください。
- (7) 受講手数料欄に、**福井県証紙4,700円・複数申請の場合は人数分**を貼ってください。

- (8) 免状写真書換え又は再交付申請手続きをされて免状がお手元がない場合
申請書の □欄に、✓をしてご提出ください。新しい免状がお手元に届きましたら、免状の写し(表裏両面)※3を必ず当連合会あて FAX (0776-89-1917) をお願いします。
- (9) 訂正の際は、訂正箇所^にに二重線を引いていただき近くに正しい内容をご記入ください。
※2 複数用で申請される場合：第1・2希望日時が同じ方をご申請ください。
※3 免状の写しは、顔写真・写真下12桁数字がわかるようにしてください。

7. 講習用テキスト 講習で使用するテキストは、当日会場にて配布いたします。

8. 講習当日受付時間等

当日持参していただくもの 危険物取扱者免状・受講票・筆記用具・マスク

受付時間

午前の部：9時00分～9時25分

午後の部：13時00分～13時25分

講習当日、危険物取扱者免状・受講票をご提出ください。

なお、オリエンテーション時間は講習開始5分前からです。遅刻・早退のないようご注意ください。

講習修了者には、危険物取扱者免状に「修了証明印」を押印し免状を返却いたします。

9. その他注意連絡事項

- (1) 感染症の予防対策をする観点から、講習会の「定員」について、一定数制限いたしました。受付期間中でも会場ごとに定員になり次第締め切りますので、ご了承ください。ただし今後状況により定員の変更がある場合は、当連合会ホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。定員状況については、ホームページ「受講申請者集計数」で、ご確認ください。
- (2) 申請した受講日の変更は認めません。
- (3) **一旦受理した申請書および受講手数料は、受講を取り消した場合または受講しない場合でも返還はできません。**
- (4) 会場によっては駐車場がありませんので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。なお、自動車で来場される場合、アイドリングストップにご協力ください。駐車場内での事故や、駐車違反等に関する責任は一切負いませんのでご了承ください。
- (5) 申請書に記入された個人情報については、危険物取扱者免状作成業務などの委託先である、一般財団法人消防試験研究センターに、危険物取扱者に係る事務の合理化を図る事を目的としての提供又、当連合会が次回講習ご案内送付のみ利用させていただきますのでご了承ください。
- (6) 気象状況や感染症等によりやむを得ず講習を延期または中止にする場合は、当連合会ホームページに掲載しますので、必ずご確認ください。

保安講習に関するお問い合わせ先

福井県危険物安全協会連合会

〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号 福井県福井合同庁舎5階

電話 (0776) 89-1916 / FAX (0776) 89-1917

ホームページ www.fukukiren-fukui.jp